



蕨市出産・子育て応援事業

蕨市では、「蕨市出産・子育て応援事業」を実施しています。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、市民の方が安心して出産や子育てができるよう、妊娠中や出産後の不安や悩みに対する「寄りそう支援（伴走型相談支援）」と「応援金（経済的支援）」を一体的に実施します。
※令和7年4月1日より、本事業は「妊婦のための支援事業」に移行されます。詳細は丸わかりハンドブックを御覧ください。なお、経過措置については、裏面を御覧ください。



寄りそう支援 (伴走型相談支援)

【面談対象になる方】

蕨市の住民基本台帳に登録されている方で、以下にあてはまる方

- ① 妊婦
- ② 出生した児童の養育者



【支援内容】

- ① 妊娠届出時の面談（※）
 - ② 妊娠8か月頃にお手紙送付
 - ③ 出産後、赤ちゃん訪問時の面談
- ★その他、随時相談の受付

不安や悩み、聞きたい事、ご相談ください。

ニーズに合った支援をご案内します。

応援金 (経済的支援)

【支給対象になる方 / 申請方法】

蕨市の住民基本台帳に登録されている方で、以下にあてはまる方

- ① 妊娠届出時の面談（※）を受けた妊婦
／ 面談時ご案内
- ② 出生した児童の養育者で、赤ちゃん訪問を受けた方
／ 赤ちゃん訪問時ご案内

【支給額】

出産応援金	→	妊婦1人に対して5万円
子育て応援金	→	児童1人に対して5万円

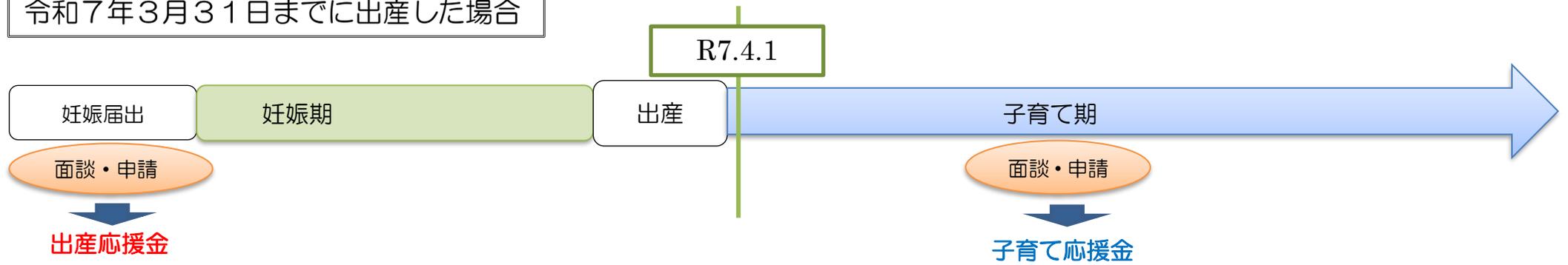


出産や子育てにお役立てください



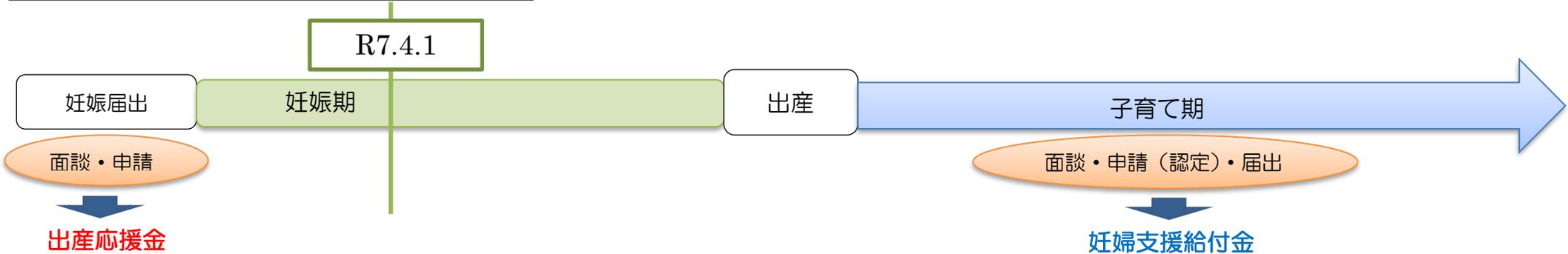
（※）妊娠届出は市民課・東公民館でも可能ですが、蕨市出産・子育て応援事業に係る面談はこども家庭センター「わらべび」（保健センター内）のみになります。妊婦面談は予約制となりますので、必ず保健センターにお電話でご予約のうえ、お越しください。

令和7年3月31日までに出産した場合

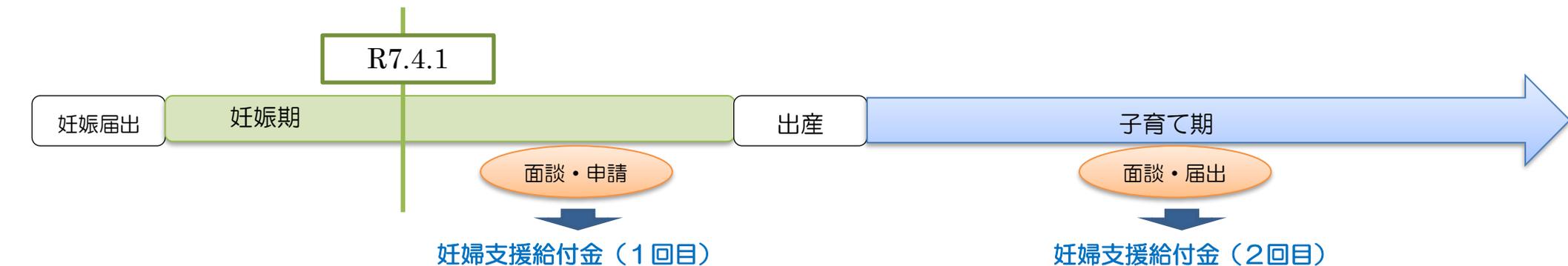


令和7年3月31日までに出産した方は赤ちゃん訪問時に面談・申請を行い、子育て応援金を支給します。

令和7年4月1日以降に出産した場合



令和7年4月1日前に妊娠届出をして出産応援金を支給した妊婦が4月1日以降に出産した場合、赤ちゃん訪問時に妊婦給付認定の申請及び胎児の数の届け出後、妊婦支援給付金を支給します。



令和7年4月1日前に妊娠届出のみを行い、申請が4月1日以降の場合は、妊婦支援給付金の認定申請後、妊婦支援給付金(1回目)として支給します。